

出雲市商工業振興事業におけるにぎわい創出事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自主的な取組により地域の特色を活した魅力ある商店街づくりの推進に寄与することを目的として、にぎわい創出事業を行う者（以下「助成事業者」という。）に対し、出雲商工会議所（以下「会議所」という。）が、予算の範囲内において助成事業者へ助成金を交付することに関し必要な事項を定める。

(助成事業等)

第2条 助成金交付の対象となる事業（以下「助成事業」という。）は、組合等が前条に掲げる目的に合致するイベント等のソフト事業をいう。ただし、夢フェスタ等出雲市および会議所の補助を受けて実施する事業は対象としない。なお、平成21年度以降継続して実施する事業にあっては、3年を限度に助成事業とする。ただし、会議所会頭が特に継続性、必要性を認めた場合は継続して助成事業とすることが出来る。

2 前項に掲げる組合等は、会議所会頭が認めた中心商店街および商店連合会、地区商工振興会等とする。

(助成金の額)

第3条 助成金額は、助成事業の直接経費（ただし会議費は対象外）の1/2以内とし、上限金額を20万円とする。ただし、4年目以降の助成事業に関しては、助成事業の直接経費（ただし会議費は対象外）の1/4以内とし、上限金額を10万円とする。

(助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、助成金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添えて、事業開始の1ヵ月前までに、会議所会頭に提出するものとする。ただし、予算額に達し次第締め切るものとする。

(助成金の交付決定及び通知)

第5条 会議所会頭は、前条により助成金交付申請書の提出があった場合、その内容を審査し、適当と認めたときは、助成金交付決定書により交付決定を通知する。

(実績報告)

第6条 助成事業は、助成事業が完了した際に、その日から30日を経過した日、又は、当年度の3月31日のいずれか早い日までに助成事業実績報告書（様式第2号）に必要書類を添えて会議所会頭まで提出するものとする。

(助成金の額の確定及び交付)

第7条 会議所会頭は、前条の報告を受けた場合、報告書等の書類の審査を行いその報告に係る助成事業の実施結果が助成金の交付決定及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し交付する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会議所会頭が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。